



ひらかわフェスタ2026 イベント参加者募集！



参加を希望される方は、参加申込書に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。入賞者には賞品を用意しています。一緒にイベントを盛り上げてくださる皆さまのご応募をお待ちしています！

ひらかメレース

子どもたちも楽しめる毎年大人気の目玉イベント！

日時 8月30日(日)

受付 10:00～ 開始 10:30～

会場 ひらかわフェスタ特設会場（ひらかドーム内）

内容 カメの競争（3～4メートル程度）

※走行距離を変更する場合があります。

参加条件 横幅15センチメートル未満のカメを当日会場へ持参できる方

※市内、市外、カメの種類は問いません。

参加費 無料



ひらか1グランプリ

参加型イベント！すてきな特技をお披露目してみませんか？

日時 8月30日(日)

受付 13:00～ 開始 13:30～

会場 ひらかわフェスタ特設ステージ（ひらかドーム内）

内容 個人またはグループで特技などの披露
（披露時間1分程度）

（例）ダンス、ものまね、けん玉、ヨーヨー、手品など

参加条件 どなたでも参加可能（市外の方も大歓迎）

参加費 無料

備考 音源が必要な場合は、申込期限までに窓口か郵送で提出してください。

申込方法 市ホームページに掲載の参加申込書に記載のうえ、窓口、メール、FAX、郵送のいずれかによりお申込みください。

申込期限 8月14日(金) ※必着

【問合せ・申込み】

農林課 農政係（本庁舎3階18番窓口）

☎ 55-5898 / FAX 44-8619

e-mail nourin@city.hirakawa.lg.jp

行政トピックス

TOPICS 01

隣地からの越境した竹木の枝にお困りではありませんか？

越境した竹木の枝は、竹木の所有者に切り取ってもらうことが原則ですが、令和5年4月1日の民法改正により、次のいずれかの場合には、越境された土地の所有者が、自ら枝を切り取ることができるとされています。（民法第233条第3項第1～3号）

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



民法第233条

第1号 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告（お願い）したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき

第2号 竹木の所有者を知ることができない、またはその所在を知ることができないとき

第3号 急迫の事情があるとき

越境した竹木についてお悩みの場合は、思わぬトラブルを避けるためにも、青森県弁護士会などの専門家に相談することをお勧めします。

※ 相談費用が発生する場合がありますので、事前にご確認ください。

● 青森県弁護士会 017-777-7285（青森市）

● 青森県弁護士会 弘前支部 33-7834（弘前市）

【問合せ】 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437（第2庁舎）

TOPICS 02

ひらかわプレミアム商品券を発行します

1セット6,000円の商品券(1,000円券×6枚)
を5,000円で購入できます！

平川市商工会では、昨今の物価高騰の影響を受ける地域住民の生活支援、消費喚起を通じた地域経済の活性化を目的として「ひらかわプレミアム商品券」を発行します。

●先行販売（1人3セットまで購入可能）

販売期間 7月24日(金)～8月31日(月)

対象者 購入券を持参した平川市民の方
※購入券は7月15日頃に世帯主宛に郵送されます。

●一般販売（1人1日3セットまで購入可能）

販売期間 9月1日(火)～令和9年1月20日(水)

対象者 市内・市外に関わらずどなたでも購入できます。

●使用期間・取扱店

7月24日(金)～令和9年1月20日(水)

ひらかわプレミアム商品券の取扱店は、商工会ホームページをご確認ください。



●販売場所

買うなら やっぱり ここだね 平川市

ひらかわ プレミアム商品券

「国の重点支援地方交付金」を活用しています。

**20%
1,000円
もお得です!!**

**5,000円で
6,000円分のお買物ができる!!**

お近くの【販売店】でお買い求めください。

平賀地区販売店

カサイ食品センター
☎0172-44-2666 本町北柳田12-1
9時～19時

サイセイ
☎0172-44-2351 新館野木和86-1
10時～17時(水曜定休)

田本商店
☎0172-44-2136 本町平野95
9時～20時(日曜 9時～19時)

尾上地区販売店

滝忠 黒滝書店
☎0172-57-2010 尾上栄松91-1
8時～18時(第2日曜定休)

平川市観光協会
☎0172-40-2231 猿賀石林94
9時～17時

碓ヶ関地区販売店

道の駅いかりがせき
☎0172-49-5020 碓ヶ関碓石13-1
9時～18時

使用期間
2026 7/24(金)～2027 1/20(水)

**取扱店
募集中**
R9.1.10まで随時

**2026年7月24日
午前10:00～ 販売開始!!**

先行販売 7/24(金)～8/31(月)
平川市民の方は、必ず買えます。

一般販売 9/1(火)～1/20(水)
誰でも買えます。※数量限定

※世帯主宛に郵送される「購入券」をご確認ください。発行回数(発送予定)

※一人当たり1日3セットまで購入可能です。

お問い合わせ先
平川市商工会
TEL.0172-44-3055
〒999-0001 平川市
内蔵 平川市

平賀地区販売店

- ・カサイ食品センター（本町北柳田 12-1）
☎44-2666
- ・サイセイ（新館野木和 86-1）
☎44-2351
- ・田本商店（本町平野 95）
☎44-2136

尾上地区販売店

- ・滝忠 黒滝書店（尾上栄松 91-1）
☎57-2010
- ・平川市観光協会（猿賀石林 94）
☎40-2231

碓ヶ関地区販売店

- ・道の駅いかりがせき（碓ヶ関碓石 13-1）
☎49-5020

※詳しくは、7月15日頃に世帯主宛に郵送される「購入券」をご確認ください。

※商品券取扱店も随時募集中ですので、下記までお問い合わせください。

【問合せ】 平川市商工会 ☎44-3055
(第2庁舎内)

TOPICS 03

国民健康保険・後期高齢者医療制度更新のお知らせ



現在ご使用の平川市国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書などの有効期限は**7月31日まで**となっているため、8月1日からご使用いただく「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月末までに発送いたします。現在ご使用の資格確認書などは、**有効期限が切れましたら破棄**してください。

- ※マイナ保険証の利用状況により、資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。
- ※令和7年中の所得状況などにより**8月1日から**医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

国民健康保険（75歳未満）の方の場合

マイナ保険証の利用登録	69歳以下	70歳以上
登録あり	資格情報のお知らせ ※過去に交付されている場合は 交付されません	資格情報のお知らせ ※過去に交付されている場合でも 毎年交付されます
登録なし	資格確認書	資格確認書

後期高齢者医療（75歳以上）の方の場合

受診区分	84歳以下	85歳以上
次のいずれにも該当する方 ①令和7年5月から令和8年4月までの間、6回以上 マイナ保険証で受診 ②令和8年2月から4月までの間、1回以上マイナ保 険証で受診	資格情報のお知らせ	資格確認書
上記以外	資格確認書	資格確認書

- ※マイナ保険証を使って受診している場合でも、カードの読み取りができないときは、資格情報のお知らせを提示する必要があります。
- ※資格情報のお知らせが交付された場合でも、マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書を交付しますので、市窓口申請してください。

限度額適用認定証の申請について

外来・入院の際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費が**自己負担限度額までに抑えられます**。申請した月から認定となるため、必要な方は申請をお願いします。なお、後期高齢者医療保険に加入している方は、資格確認書に併記したものを交付します。

※マイナ保険証を利用している方は「限度額適用認定証」がなくても自己負担限度額が適用されます。

【受付窓口】▷本庁舎税務課国保係▷尾上・碓ヶ関総合支所 地域総務係

マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載された電子証明書には有効期限があります。**有効期限が過ぎていると医療機関の受診時にマイナ保険証が利用できなくなります**ので、忘れずに更新手続きを行ってください。

【問合せ】 税務課 国保係 ☎55-5328（本庁舎2階4番窓口） / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821（自動音声案内1番）

TOPICS 04

高額療養費制度の見直しについて

8月から、公的医療保険制度の持続可能性を確保するために高額療養費制度が見直されます。主な見直し内容は、月額上限の変更及び年間上限額の新設となります。適用区分の上限額は次ページの表のとおりです。

【問合せ】

- ・国民健康保険に関すること
税務課 国保係 ☎55-5328
(本庁舎2階4番窓口)
- ・後期高齢者医療に関すること
厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821（自動音声案内2番）

1 国民健康保険

(70 歳未満)

所得区分		入院 + 外来【月額上限】 (世帯ごと) < 多数回該当 >	入院 + 外来【年間上限】 (世帯ごと)
ア	所得 901 万円超	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1 % < 140,100 円 >	168 万円
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1 % < 93,000 円 >	111 万円
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1 % < 44,400 円 >	53 万円
エ	所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	61,500 円 < 44,400 円 >	53 万円 ※ 1
オ	住民税非課税世帯	36,900 円 < 24,600 円 >	29 万円

※ 1 所得 86 万円未満であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

(70 歳以上)

所得区分		【月額上限】		入院 + 外来【年間上限】 (世帯ごと)
		外来 (個人ごと)	入院 + 外来 (世帯ごと) < 多数回該当 >	
現役並み Ⅲ	課税所得 690 万円以上	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1 % < 140,100 円 >		168 万円
現役並み Ⅱ	課税所得 380 万円以上	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1 % < 93,000 円 >		111 万円
現役並み Ⅰ	課税所得 145 万円以上	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1 % < 44,400 円 >		53 万円
一般	課税所得 145 万円未満など	22,000 円 (年間上限 216,000 円)	61,500 円 < 44,400 円 >	53 万円 ※ 2
低所得 Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000 円 (年間上限 96,000 円)	25,700 円 < 24,600 円 >	29 万円
低所得 Ⅰ	住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	8,000 円	15,700 円	18 万円

※ 2 課税所得 28 万円未満であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

2 後期高齢者医療

所得区分		【月額上限】		入院 + 外来【年間上限】 (世帯ごと)
		外来 (個人ごと)	入院 + 外来 (世帯ごと) < 多数回該当 >	
現役並み Ⅲ	課税所得 690 万円以上	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1 % < 140,100 円 >		168 万円
現役並み Ⅱ	課税所得 380 万円以上	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1 % < 93,000 円 >		111 万円
現役並み Ⅰ	課税所得 145 万円以上	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1 % < 44,400 円 >		53 万円
一般 Ⅰ・Ⅱ	課税所得 145 万円未満など	22,000 円 (年間上限 216,000 円)	61,500 円 < 44,400 円 ※ 1 >	53 万円 ※ 2
低所得 Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000 円 (年間上限 96,000 円)	25,700 円 < 24,600 円 >	29 万円
低所得 Ⅰ	住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	8,000 円	15,700 円	18 万円

※ 1 年収約 200 万円未満である方は、令和 9 年 8 月以降、多数回該当の金額が引き下がる (44,400 円 → 34,500 円)。

※ 2 年収約 200 万円未満であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

TOPICS 05

ひとり親家庭等医療費受給者の皆さんへ


☒ 受給資格証の更新をお願いします

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

●**受付期間** 7月15日(水)～31日(金) 8:15～17:00(土日祝日を除く)

※7月29日(水)～31日(金)は、子育て健康課子ども支援係(本庁舎2階9番窓口)のみ19:00まで窓口を延長します。

●**受付場所**

- ・平賀地域 子育て健康課 子ども支援係
- ・尾上地域 尾上総合支所 地域総務係
- ・碓ヶ関地域 碓ヶ関総合支所 地域総務係

※尾上地域・碓ヶ関地域の方が本庁舎で手続きされる場合は、事前に下記の問合せ先までご連絡ください。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832(本庁舎2階9番窓口)

TOPICS 06

児童扶養手当を受給されている皆さんへ

☒ 児童扶養手当現況届の提出をお願いします

提出期限 8月31日(月)

①「**現況届**」をご提出ください。

引き続き児童扶養手当を受給できるか確認するため、提出が必要です。7月中旬に通知を発送します。ひとり親家庭等医療費を受給している方は、上記の更新申請と合わせて通知します。

②「**一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)**」をご提出ください。

児童扶養手当を受給し始めてから5年を経過するなどの要件に該当する方は、提出が必要です。対象者には6月上旬に送付しています。該当する事由の添付書類(就業・求職活動・障がい・疾病など)と併せて提出してください。 ※期限内に提出がない場合には、支給額が減額または支給停止となることがあります。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832(本庁舎2階9番窓口)

TOPICS 07

農地を転用する場合は、農地法の「許可」が必要です

●**農地転用とは**

農地を農地以外の用地(宅地、駐車場など)に転換することです。

農業委員会へ申請(届出)をして、許可(届出受理)を受ける必要があります。また、一時的に農地以外の用途(資材置場など)に利用する場合も同様の手続きが必要です。

●**農地転用許可制度の目的**

農業と農業以外の土地利用計画との調整を図ることで優良農地を確保し、農業生産力の維持と農業経営の安定を図ること、また、具体的な転用目的を有しない投機や資産保有による農地の取得を認めないことを目的としています。

●**違反転用**

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状復旧などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の拘禁刑または300万円(法人は1億円)以下の罰金が科されることもあります。

※原状復旧に応じない場合は、行政執行の対象となり、復旧に係る費用を徴収されることがあります。

農地の違反転用の例

- ・住宅や倉庫を建てた
- ・青空駐車場にした
- ・農業用施設を建てた
- ・資材置場にした
- ・建設残土の捨て場にした

※自己所有農地に200㎡未満の農業用施設などを建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

農地に盛土をする場合は届出が必要です

違反転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会への届出が必要です。届出書は、農業委員会にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

[問合せ] 農業委員会事務局 ☎55-5396
(本庁舎3階17番窓口)

TOPICS 08

パスポート手数料改定のお知らせ

7月1日受付分からパスポート手数料が改定（値下げ）されました。

改定に伴い申請が増え、交付まで通常より時間が長く（1か月程度）かかる可能性があります。海外渡航を予定している方は、日数に余裕をもって申請してください。詳細は外務省ホームページをご覧ください。

年齢	旅券種別	改定前手数料 6月30日まで申請分	改定後手数料 7月1日以降申請分
18歳以上	10年	電子申請 15,900円 窓口申請 16,300円	電子申請 8,900円 窓口申請 9,300円
	5年	// 10,900円 11,300円	廃止
	残存有効期間 同一旅券	// 5,900円 6,300円	電子申請 5,400円 窓口申請 5,800円
18歳未満 (12歳以上)	5年	// 10,900円 11,300円	// 4,400円 4,800円
(12歳未満)	5年	// 5,900円 6,300円	

●県庁窓口で申請の事前予約サービスを開始しています。
予約は、青森県庁ホームページからお申込みください。
市窓口で申請する場合は予約不要です。

●受取の際の事前確認などは、パスポート受取可能日検索システム（通称「パスけん」）をご利用ください。



外務省
ホームページ



青森県庁
ホームページ



パスけん

【問合せ】 市民課 市民係 ☎55-5309（本庁舎2階1番窓口）

平川市職員採用試験のお知らせ

■募集人員・受験資格

職 種	採用予定数	受験資格（日本国籍を有すること）
一般行政職	初級 2名程度	高等学校卒業以上の学歴を有する方（令和9年3月までに卒業する見込者を含む）で、平成16年4月2日以降に生まれた方
	社会人経験者 2名程度	次の①、②の要件を満たす方 ①昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 ②令和8年4月1日現在において、民間企業などにおける職務経験を直近7年中（平成31年4月1日から令和8年3月31日まで）の間に5年以上有する方
	心理 1名程度	次の①、②の両方に該当し、昭和57年4月2日以降に生まれた方 ①臨床心理士または公認心理師のいずれかの資格を有している方（令和9年3月までに当該資格を取得する見込者を含む） ②田中ビネー知能検査及びPARS-TR（親面接式自閉スペクトラム症評定尺度）の一連の作業（検査の実施、所見作成及び結果報告等）ができる方
保健師	1名程度	保健師の資格を有する方（令和9年3月までに実施される保健師の国家試験に合格し資格取得見込者を含む）で、昭和62年4月2日以降に生まれた方
全職種共通		・活字による出題に対応できること ・口述による面接試験に対応できること

※募集する職種、人数は現時点の予定であり、今後変更になる場合があります。

■試験申込手続

申込方法 インターネットによる申込み
（24時間申込可能）

申込期間 8月12日(水) 8:15～9月4日(金) 17:00

■試験日・会場

第1次試験 9月11日(金)～10月1日(休)
全国のテストセンター
※全国に300か所以上ある試験会場においてパソコン画面で出題・解答する試験方式です。

第2次試験 10月25日(日) 市役所本庁舎

■試験科目・内容

第1次試験 全職種共通 基礎能力【60分】＋事務能力【50分】
※公務員試験対策が不要な試験です。

第2次試験 全職種共通 作文試験＋面接試験
※第2次試験の前にWEBによる性格適性検査を行います。

■合格発表

第1次試験発表 10月8日(木) 予定
第2次試験発表 11月10日(火) 予定



試験の詳細、申込みは市ホームページをご確認ください。

【問合せ】 総務課 人事係 ☎55-5739（本庁舎3階22番窓口）